

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20241105	株式会社青木商運(法人番号7280001006904)代表者青木修	島根県益田市戸田町イ986	本社営業所	島根県益田市戸田町イ986	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	令和6年7月11日、情報提供を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3
20241115	山陰すぎもと物流有限公司(法人番号2270002007444)代表者松原靖人	鳥取県米子市淀江町西原1103番地2	本社営業所	鳥取県米子市淀江町西原1029番地15	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年11月15日、情報提供を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。運転者に対する指導監督の実施義務違反(最高速度違反行為)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20241125	久井運送株式会社(法人番号6240001040115)代表者松田悦二	広島県三原市久井町大字江木1846-6	本社	広島県三原市久井町大字江木字中通り1293-1	輸送施設の使用停止(75日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、同条第1項第2号、同条第4項及び法第24条	令和6年1月19日及び同年3月6日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。14件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)ホイールナットの脱落に起因する車輪脱落事故惹起(安全規則第3条の3)、(3)事業用自動車の定期点検整備義務違反(安全規則第3条の3)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(5)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録保存義務違反(安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録保存義務違反(安全規則第9条)、(9)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(10)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(12)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(13)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(14)事故の届出義務違反(自動車事故報告規則第3条)	8	8

20241126	太陽工業株式会社(法人番号1240001006145) 代表者永吉伸光	広島県広島市中区江波南2丁目15-17	本社	広島県広島市中区江波南2丁目15-17	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和6年2月1日及び同年3月11日、重傷事故を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)乗務時間等告示のお書き遵守違反(安全規則第3条第4項)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(7)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)	5	5
20241128	株式会社エフズライン(法人番号8270001007415) 代表者船越亮則	鳥取県米子市淀江町今津110-1	本社営業所	鳥取県米子市淀江町今津110-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和6年6月17日及び同年10月23日、情報提供を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(4)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(5)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(6)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20241129	有限会社優美運送(法人番号3280002009678) 代表者田平雄一	島根県邑智郡川本町因原30番地2	本社営業所	島根県邑智郡川本町因原456-2	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年9月24日、情報提供を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項及び第2項)、(2)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(3)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	0	0